

※採用決定者の退職等に伴う、手数料返還について、

当社紹介の採用決定者（以下、「甲」という。）が、入職時以降 3 か月以内に雇用先様（以下、「乙」という。）との雇用契約を終了し退職した場合、当社が受領済の紹介手数料を下記、(1) (2) の通り乙に返還致します。但し、乙の責任による解雇、乙に起因する退職、天災事変等の不測の事態、その他甲の免責が相当と推測される事由による場合、またはパート等を含む短期雇用契約に基づく場合は、当社が受領した手数料は変換致しません。

(1) 入職の日から 30 日経過未満で雇用契約を終了した場合                      = 100% 返金

(2) 入職の日から 30 日以上 90 日経過未満で雇用契約を終了した場合      = 30% 返金

求人者と当社間で契約を締結する際に、上記の様な内容の条文を記載、但し、職種、雇用条件等で、上記(1) (2) の内容は一部変更する場合があります、個々の依頼内容により、適宜変更することがあります。